

第百四十五回国

参議院国民福祉委員会會議録第十四号

平成十一年八月五日(木曜日)

午後一時開会

委員の異動

七月二十七日

加納 時男君

七月二十九日

櫻井 充君

七月三十日

木俣 佳丈君

八月二日

久野 恒一君

八月三日

倉田 寛之君

八月四日

井上 美代君

八月五日

櫻井 充君

出席者は左のとおり。

委員 理事

清水嘉子子君

常田 享詳君

朝日 俊弘君

渡辺 孝男君

小池 晃君

尾辻 秀久君

補欠選任

水島 裕君

補欠選任

木俣 佳丈君

補欠選任

櫻井 充君

補欠選任

倉田 寛之君

補欠選任

久野 恒一君

補欠選任

倉田 寛之君

補欠選任

委員

久野 恒一君

塩崎 恭久君

武見 敬三君

中原 爽君

水島 裕君

櫻井 充君

谷林 正昭君

直嶋 正行君

堀 利和君

松崎 俊久君

沢 たまき君

大沢 辰美君

清水 澄子君

入澤 肇君

堂本 曉子君

西川 きよし君

中川 昭一君

西村 正紀君

矢野 朝水君

渡辺 好明君

樋口 久俊君

大賀 延朗君

事務局長

常任委員会専門員

大賀 延朗君

農林水産大臣

農林水産大臣

農林水産大臣

農林水産大臣

農林水産大臣

農林水産大臣

農林水産大臣

農林水産大臣

農林水産大臣

農林水産大臣

農林水産大臣

農林水産大臣

農林水産大臣

員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨日、井上美代君が委員を辞任され、その補

欠として大沢辰美君が選任されました。

○委員長(尾辻秀久君) 農業者年金基金法の一部

を改正する法律の一部を改正する法律案を議題と

いたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。中

川農林水産大臣。

○農務大臣(中川昭一君) 農業者年金基金法の一部

を改正する法律の一部を改正する法律案につき

まして、その提案の理由及び主要な内容を御説明

申し上げます。

農業者年金の保険料の額につきましては、平成

七年の農業者年金基金法の一部を改正する法律に

おきまして、毎年、平成七年度価格で月額八百円

ずつ引き上げるとともに、保険料の額について物

価スライドを実施することとなっております。

この結果、平成十一年における保険料の額は月

額二万四千四百円となっております。平成十二年にお

きましては一月当たり八百円上がり月額二万一

千二百五十円となることとなっておりますが、現

下の社会経済情勢にかんがみ、平成十二年以後の

保険料の額を平成十一年と同額の月額二万四千

円とする内容を内容とし、この法律案を提出し

た次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその主要な

内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決い

ただきますようお願い申し上げます。

○委員長(尾辻秀久君) 以上で趣旨説明の聴取は

終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○朝日俊弘君 民主党・新緑風会の朝日でござい

ます。

ただいま趣旨説明のありました法案について、

幾つか基礎的な問題も含めて御質問をさせていた

だきたいと思っております。

率直に申し上げて、私自身は今回この農業者年

金基金という法律あるいは制度について改めて勉

強させていただいたということ、これまで必ず

しも問題意識が余りなかった領域の法律でありま

す。恐らく参議院の国民福祉委員会としても、あ

るいはその前身の厚生委員会としても、この問

題は必ずしもきちんと取り上げて議論したことは

なかったのではないかと、むしろ農水の方でいろ

ろ議論をしていたという課題ではないかと思いま

す。そういう意味で、やや戸惑いという感じが、

あるいは初歩的な質問も含めて入るかもしれませ

んが、お許しをいただきたいと思います。

それで、まず最初に具体的なことで、何でこ

うなっているんだろうかということ、二、三お尋ね

したいと思っております。

一つは、この農業者年金の財政収支について、

いただいた資料で、例えば平成十年度で見ます

と、収入と支出があつて、収入の部については、

保険料が五百三十五億円、国庫助成が七百六十九

億円、運用収入が五十一億円、こういうことで、

全体の収入の中の六割近くが国庫助成で充てられ

ているという数字を見て、一体これは何なんだろ

うと。ほかの年金制度でも、御存じのように、

今、国民年金の国庫負担を三分の一から二分の一

にするということであれやこれや議論が交わされ

ているというのに、そういうところから見るとこ

の制度は一体何でこうなっているんだろうという

ところが、率直に第一の疑問として感じました。

まず、この点について御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 今、先生から御指摘がございましたように、平成十年度の農業者年金基金の収入に占める国庫助成の比率は約六割となっております。これは農業者年金が他の公的年金とは性格を異にする点を有しているということでございます。

すなわち、農業者の適期の経営移譲を通じて世代交代を促進する、それから農地の細分化の防止あるいは規模拡大といった農業構造の改善という農業政策上の目的を年金という手法を通じて実現しようというものでございます。こういう点におきまして、老後保障だけを目的とする他の公的年金とは性格を異にしているというふうな御説明をさせていただきます。

したがって、この農業者年金事業に充てられる国庫補助は、年金事業の運営の観点に加えまして、この制度がねらいとしております農業構造の改善を推進するために必要なものとして行っているわけでございます。農業政策の目的に充たされるという点でございます。

○朝日俊弘君 今御説明いただいたように、同じ年金制度といっても、この制度はかなり性格を異にするというか、ある種特別な政策的意味あるいは目的を持たせた制度だということだと思います。

この点については後ほどまたさらに触れたいと思いますが、どうも納得がいけないもう一つの点は、いただいた資料で見ますと、非常に財政収支の状況は厳しいわけですね。厳しいなんというもののじゃない。例えば直近の数字で言えば、加入者が二十九万四千、約三十万人。ところが、受給権者は七十五万人。だから、三十万人で七十五万人を見るという、ちよっと年金の数理としては考えられない数字になっているわけでありまして、仮に政策的に特に設定された経営移譲年金の問題を除いて考えても、今のままではこれから後の五年間の財政見通しが立たない状況ではないかというふうに私は思います。

それにもかかわらず、今回の法律の提案は保険

料を据え置く、こういう提案であります。据え置けば当然その分さらに財政状況は悪化することは目に見えている。何で今回、こういう財政状況にもかかわらず保険料の引き上げを凍結するのか。いろいろ尋ねますと、いや、国民年金の方の保険料も据え置かれたしという御説明なんですが、しかしこれはどうなんですか、仮に現行の額を据え置いたとしても、せいぜい一人当たり月八百十円ですね。金額的にはとてもこれ下下の社会経済情勢を勘案して云々というふうには言えないような額ではないか。保険財政そのものから考えると、むしろ予定どおりきちんとこれは上げていたかざるを得ないんじゃないか。もちろんそれでも問題は解決しないけれども、そういう方向で対応すべきじゃないかと思うんです。どうもその辺が納得しがたいんですが、その点についての御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(渡辺好明君) 今、先生から御指摘がありましたように、農業者年金基金の財政状況が非常に厳しいというのはそのとおりでございます。ところで、農業者年金の保険料の額、今御指摘がありましたように、将来にわたって財政の均衡を保つように定めるといふのは基本でございます。他方、具体的な保険料の額につきましては、従来から他の公的年金とのバランス、それに農業者の負担能力といったことを考慮して設定してきております。現在の月額はそのうち考慮から二万四千四百円となっているわけでございます。

先生の御質問の中でこの繰り返しになりますけれども、今回の保険料引き上げの凍結は、国民年金などの公的年金の保険料の引き上げが凍結されるということに伴う措置でありまして、先ほど申し上げました他の公的年金とのバランス等から見て必要な措置である、そのバランスの中には、実額の問題もさることながら、凍結をするといった加入者に与える心理的な問題も含めて必要な措置であるというふうな考えをしております。

○朝日俊弘君 心理的な問題も含めてという御説明はいささか苦しいのではないかと思ふんですが、結局、最初の質問では、この制度は年金制度としてはある意味で特別な政策目的を持った性格の制度なんだといういわば特異性を強調される。さて、保険料の話になると、いや、ほかの年金とバランスをとるといふふうにおっしゃる。これはどうも少なくとも論理的にはちよっと説明しがたいという矛盾するのではないか、こんな感じがしてなりません。

今お尋ねした二つの具体的な問題を解きほぐすためにも、そもそもこの農業者年金制度あるいは農業者年金基金というものがどういう目的で、あるいはどういう政策的なねらいを持って創設されたのか、改めてこの制度の性格という特徴をもう一度わかりやすく説明をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(渡辺好明君) 農業者年金制度の趣旨といひますか、ねらいは大きく二つでございます。公的な年金である農業者年金制度でありますけれども、農業者の老齢及び経営移譲について必要な年金等を給付するという仕組みをとっております。その二つの大きな柱は、一つは二階建て部分の年金として、国民年金の給付の上乗せとして農業者の老後の生活の安定と福祉の向上を図るといふ点でございます。それから二つ目は、第一番目の御質問に答えてお話を申し上げました適期における経営移譲を通じて農業経営の近代化を促す。これは世代交代であり、若い経営者、就農者を確保するということでございます。そして、農地保有の合理化を図る。農地保有の合理化というのは、農地の細分化の防止あるいは規模拡大、こういったことに寄与することを目的としているわけでございます。

これまでの年金制度の運用を通じて、約九十六万人に三兆六千億円という年金が支給をされて、国民年金の給付と相まって農業者の老後生活の安定に重要な役割を果たしてまいりました。が、農業経営の近代化と農地保有の合理化という

観点から見ますと、経営を譲り受けた後継者の平均年齢が三十五歳、こういうことで経営の若返りということが図られております。それから、七十七万件の後継者移譲というものが行われておりますので、その結果百五十四万ヘクタールという農地が細分化をされずに後継者に継承されております。さらに、第三者への移譲を通じて、規模拡大といった農業構造の改善に一定の役割を果たしてきたと私どもは評価をしているところでございます。

○朝日俊弘君 役割をどの程度果たしてきたのかという評価の問題については、後でも出てきますけれども、今、研究会を設置していろいろ検討されているようですから、そこでの御判断を待ちたいと思ふんですが、結局制度の目的というのは大きく分けて二つあるんですね。その二つを年金制度という制度に乗せているものですか、そこである種のわかりにくさが出てくるもので出てきてしまふ。むしろ、政策目的が基本的に違ふ部分を無理やりくっつけるのではなくて、もう少しきちっと峻別していく方向で今後の検討を加えたらどうかというふうには私は思っているんですが、これは後の質問に譲りたいと思ひます。

さてそこで、今の御説明の中でありましたように、この農業者年金制度は年金制度全体からいふといわゆる二階部分に当たる、こういう御説明であります。厚生省にきていただいていますので、ちよっと復習の意味も含めて、現行の公的年金制度全体の体系の中で、きょう議題となっております農業者年金基金というのは一体どういう位置にあるのか、そしてどういう特徴を持った制度なのか、全体を見渡した中で御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(矢野朝水君) 御承知のとおり、我が国の公的年金というのは二階建てでございます。一階部分は、国民の二十歳から六十歳の方は原則強制加入ということで、国民全体が加入をするということになっているわけです。二階部分はサラリーマンを対象にした制度でございます。

民間ですと厚生年金、公務員でございまして共済年金ということ、こういったサラリーマン階層に対しては二階部分がございまして、

ところが、自営業の方、これは農家の方も当然含むわけにございまして、こういう自営業とか農家の方につきましては公的年金は一階しかないということ、二階部分を自助努力で充実にする、こういうことで制度がございまして、その一つが農業者年金基金ということにございまして、

農業者年金基金は、先ほどからるる御説明があらますように、高齢者の所得保障と、これだけではなくて農業政策の一環ということで、政策年金として位置づけられているということにございまして、

同じように自営業の方の二階部分ということになりますと、これは国民年金基金というのが平成元年の改正でございまして、国民年金基金という制度がございまして、これは自営業の方一般を対象にできた制度でございまして、

○朝日俊弘君　そこで、余計ちよつとわからなくなるんです。つまり、一階部分は国民年金の基礎年金というのがある。サラリーマン等はいろいろまた別の二階部分があるとして、農業者あるいは自営業者についてはこの農業者年金基金と、それから比較的似たような制度というに近い位置に国民年金基金という制度がある。これは後でできた制度のようでありまして、そうすると、この二つがどういう関係になっていくんだらうかということがどうもよく見えないんですね。いずれ国民年金基金そのものも内容的に改善を図っていく、あるいは充実を図っていくということが課題になってきていると思ひます。

この農業者年金基金のこれからのあり方を考えるためにも、その比較的近い位置に在るように私は思う国民年金基金の現状と、それから今後その制度をどのように改善していくかとしているのか、あるいは目指そうとしているのか、その辺の方向について御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(矢野朝水君)　ただいま申し上げましたとおり、自営業の方につきましては二階部分がないということ、自助努力として二階部分の制度も設けて、より豊かといえますか充実した老後生活に充てていただく、こういうことで、自営業者を対象にいたしまして基礎年金の上乗せということで国民年金基金制度が発足したわけにございまして、

それから、平成三年から具体的に制度が動き出しまして既に八年を経過したわけにございましてけれども、現在、基金数が七十二でございまして、これは地域型基金と職能型基金ということで合算しまして七十二の基金でございまして、現在加入員の方が約七十二万人いらっしゃいます。

ただ、昨今非常に景気が厳しい、経済状況が厳しいということ、加入員数が伸び悩んでおるわけにございまして、いかによりたくさんの方に加入していただくかというのが一番の私どもの当面の課題でございまして、そういうことで、よりたくさんの方に加入していただくような形で今努力しているところでございまして、

○朝日俊弘君　国民年金基金について加入者をふやすべく努力をされているということなんですが、さらに追加の質問で申しわけないんですが、そうすると将来的にはこの農業者年金基金と、これからさらに加入者を拡大していくこととしている国民年金基金との関係はどうなるんでしょうか。

○政府委員(矢野朝水君)　ただいま先生の御質問にもございまして、農業者年金基金につきましまして、現在研究会が設けられて検討中と伺っております。したがって、その検討結果によるわけにございまして、私どもとしては、この国民年金基金について今後とも普及促進を図っていきたいということに尽きるわけにございまして、

農業者年金基金というのは、先ほどから何回も出てまいっておりますように、これは農業政策の一環の政策年金という色彩が非常に強いわけにございまして、そういう点で、私どもが実施しておりますのはもう全く老後の所得保障ということ、それだけのために実施しているわけにございまして、

で、そこが農業者年金基金と一般の国民年金基金とは基本的な性格が異なるところじゃないか、こう思っております。

○朝日俊弘君　確かに、単なる老後の所得保障だけを目的とした純粋な年金制度ではないがゆえに目的を異にしているというのはおっしゃるとおりだと思ひます。

ただ、これはお答えは結構なんです、私の考えでは、年金制度という基本的枠組みを維持しようとする限り、それはいろいろな政策目的が付加されるのはあり得るとしても、年金制度の原理原則みたいなところはきちっと押さえておかねばならない、あるいは踏まえておかねば、制度として成り立たないという気がするわけにございまして、既にそういう状態になっている。だから、これは研究会で今検討されていると思ひますが、ぜひその辺のところをきちんと区分けしながら議論をお願いしたいと思ひます。

さて、そこで、そういう問題が多分この制度はスタートからはらんでいったんでしょう。だから、この制度改正に当たっては、これまで何回となく社会保障制度審議会からは答申に付して意見が述べられていたわけにございまして。私も大急ぎで調べてみました。大急ぎで調べてみましたら、簡単に言うと五年ごとに、要するに財政再計算のたびに社会保障制度審議会からこの制度のあり方について抜本的な見直しをしろというかなりきつい指摘がされているわけにございまして。

例えば昭和六十年、一九八五年、このときの「農業者年金制度の改正について」の答申の中にも触れられております。社会保障制度審議会、「本審議会は、これまで繰り返して社会保障制度としての在り方からみて疑念を述べるとともに、昭和六十年のときに繰り返して言うておりますから、もっと前から言うていらっしゃると思ひます。そこまでさかのぼるのはちょっと時間的にできませんでしたけれども、とにかく六十年の段階から既にこれまで繰り返して社会保障制度としてのあり方から見て疑念がある。「早急に本制度の趣旨、目

的にまでさかのぼって、根本的な検討を行うことを強く要望する。」これは昭和六十年の答申の中身です。

もう一言言いませんけれども、それと同じように、例えば五年後の平成二年にも「農業者年金制度の改正について」の答申の中でさらに詳しく述べられております。そして、こんな言い方さへしておられるわけにございまして。社会保障制度審議会の答申の中の文章です。「農業者年金制度は、農業経営者の若返りや農業経営規模の維持拡大といった農業政策上の要請に応じることとを主眼としているが、年金保険という形態をとっており、その政策効果についてはいせんとして明らかではない。」これは平成二年。

こんなふうになる指摘をされ、制度改正あるいは財政再計算のたびに社会保障制度審議会からはかなりきついあるいは鋭い問題指摘がされているわけにございまして、それにもかかわらずといいますが、どうもなかなか制度改正、抜本的な検討作業に入っていない。これは一体どういう理由があつてのことなんだろうかと。

○政府委員(渡辺好明君)　社会保障制度審議会では累次にわたる指摘を受けてきたということは事実でございまして。ただ、その中で、その政策効果については依然として明らかでないということにつきましましては、私どもは必ずしもそうではないと思ひております。

それから、指摘を踏まえまして、また農業情勢の変化に應じて、例えば昭和六十年の改正であれば専門的な担い手、農地の集積を一層促進する観点から、経営移譲年金につきまして加算額、基本額という制度を導入しておりますし、さらに平成二年の改正では農村における高齢化の進行等に対応いたしまして、経営移譲の時期について画一的なものからそうでないあり方へと大きな変更もしております。

社会経済や農業の構造的な変化に対応した必要の見直しを行ってまいりましたが、社会保障制度審議会が本年年金制度のあり方に疑問を持っておら

れて、今日に至るまでこの点について疑念が解消されないというのにはまことに残念な思いがいたしております。

ただ、今日、非常に農業情勢は大きく変化をいたしました。先生から御指摘がありましたように、受給権者と加入者数の大幅なギャップ、いわゆる成熟度が高くなっているという状況や、目的をいたしておりました経営移譲者の割合が低下をしているという状況もございます。

この国会で新しい食料・農業・農村基本法も制定をしていただきました。この基本法のもとでの新たな農業経営の展開等も念頭に置きながら、この際、抜本的な制度の見直しを行いたいと思っております。その中には、制度の目的であるとかあるいは年金財政の見直しと給付と負担のあり方、そういったものも含めて検討させていただきたいと考えております。

○朝日俊弘君 実はことしの三月でしたか、私も社会保障制度審議会の委員になっておりまして、なかなか疑念がとれないどころか、ますます疑念が強まっているという雰囲気なんです、社会保障制度審議会の中での議論というのは、だからこそ、今回もさらにつけ加えて答申の中でかなり厳しい指摘をさせていただいたわけですが、

これは皆さんも御存じだと思いますが、要するに中身的には、今回保険料を据え置くのとはにかくいろんな動向があつて緊急的にやむを得ないけれども、「今回の措置が年金財政を圧迫し、更に制度の安定が将来とも損なわれる要因となることについては、十分考慮する必要がある。」これをまず指摘している。その上で「本審議会は、これまで再三にわたつて制度についての根本的な検討を要請してきたところであるが、本改正に伴う年金財政の悪化への対応策並びに年金制度としての社会的妥当性を含め、制度の基本的な検討を急ぐことを改めて強く要望する。」こういう中身であります。これは、いろんな書き方があるんでは

うが、かなり制度審としては厳しい表現をしていると私は受けとめているんです。しかも、改めて

調べてみると、ほとんど五年ごとに制度審から同様の趣旨のことが指摘をされていて、ようやくその研究会を設置して今検討作業を進めている。

そして、お聞きしますと、今後、秋ごろには一定のお考えをおまとめいただく、それを受けて来年度抜本的な法改正を次期通常国会に出したい、こういうようなことではありませんか、今の段階で何をどうするということは必ずしも十分に詳しくはお話しいただけないのかもしれませんが、ただかなり根本問題というから基本問題にかかわる改正にならなきゃいけない、あるいはなるべきだと思つていますので、この点については制度審が繰り返し指摘をしていること、そして今、研究会での検討作業が進んでいることを踏まえて、大臣としてこの制度の抜本的な見直しに向けてどのようなお考えで進めようと思つておられるのか、その御決意も含めて伺いたいと思つています。

○国務大臣(中川昭一君) 今までの先生の御質問なりお考えを伺つておりまして、財政的な側面あるいは本来の年金的な側面から見れば、国のお金までつき込んでこういうことをやっているのは大変いかなるものかという御指摘は、確かに今の財政状況あるいは五年ごとの見直しのときの予測と実際とのよくない方向での見込み違いというものがあるわけがございますから、その局面限りにおいては先生の御指摘というのも一つのお考えであらうというふうに思つています。

しかし、先ほど構造改善局長から答弁がございましたように、農政的な側面から果たしておる役割というものは、過去においても意義が大変ありましたが、また今後新しい基本法のもとでの農政のあるべき姿を推進していく上でもますます重要になっていくのではないかとこのように考えております。

そういう意味で、純粋な意味での年金の目的だけではない、たしか昭和四十五年に農業者に恩給をという合言葉でこの制度がつくられ、スタートしたというふうに関心したことがございましてけれども、そういう観点の意味合いもあつて、先

生の御疑念の部分をそういう観点から実を使命を果たしてきたというふうに関心しております。

指しもあることも事実でございますので、ことしの十一月を一応のめどといたしまして農業者年金制度研究会で一つの方向性を出していただき、来年度の年金の財政再計算に当たつての作業に対しての前提というものを今やっていたいただいております。

制度面、農政面あるいはまた年金の制度面から、あるいはまた財源面も含めて、あらゆる角度から今検討をしていただいております。このさいですが、ぜひとも本制度のそういう役割というものもぜひ御理解をいただきながら、引き続きの御指導をお願いしたいと思つております。

○朝日俊弘君 そもそも、この法案審議をこの国民福祉委員会であるのか農水委員会であるのかという議論が、実は入り口のところであります。一見、老後の所得保障をするという目的の年金と、それからもう一方、農業政策の一定の政策目的を果たそうとする役割とをうまく結びつけているようにも見えらるんです。

しかし、逆にそれは、例えばこれから年金財政がますます厳しくなるであろうときに、年金数値上から考えると、もはやこれは賦課方式ではなくて積立方式に変えなきゃいかぬのじゃないかという議論も含めてあつてしかるべきだと思つております。つまり、年金なら年金の数理に基づいての一定の方針というのがきちっと出てくるだろうと思つております。また、農業政策としてのこの間の農業構造の変化などを踏まえたより具体的な政策目的というのを明らかにしてやっていく方法はあるとあり得るのではないかと。だから、何かその二つがドッキングしているかゆえにとどちらも中途半端に制度が運用されてきている節があるなというふうには私は感じざるを得ません。

したがって、これは御答弁は結構ですが、そういう意味では、ぜひ今後私どもも厚生関係と農水関係の議員がひびきあわせてきちっと議論を

してみようというふうになつておりますので、必ずしも従来の省庁の所管にとらわれないで、農水と厚生とがもう少しきちっと議論をした上での抜本改正をぜひ期待したい、こういうふうな思いをします。

以上、最後は私の意見として申し上げて、質問を終わります。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男でございます。農業者年金基本法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして質問したいと思つています。

最初に、農水大臣の方にお伺いしたいと思つておりますけれども、今回の法改正は現下の社会経済情勢にかんがみ農業者年金の保険料引き上げを凍結するとの理由でありましたけれども、この現下の社会経済情勢というのはどういふふうに関心されているのか、そこをお聞きしたいと思つています。

○国務大臣(中川昭一君) 現下の社会経済情勢と申しますのは、結論的に申し上げますならば、国民年金の今回の全体の凍結措置の理由と同じことであるわけでございますが、特定の数字を取り出して非常に状況が厳しいからとか、そういうことで行つたわけではございません。文字どおり、我が国の現在置かれておる経済情勢を総合的に勘案し、何としても日本の今の経済を一日も早く回復させていくためのさまざまな諸施策を政府として今やっております中でございまして、そういう観点との整合性という意味から、現下の社会経済情勢にかんがみという理由を先ほど申し上げたところでございまして。

○渡辺孝男君 特に、農業従事者の方が大変な状況だということでの社会経済情勢ということではなくて、一般的な意味でのとらえ方ということでありましようか。

○国務大臣(中川昭一君) 農業者年金でございまして、農業者ももちろん農業者の年金でありますけれども、農業者も含めて我が国全体の現在の状況を考えた上での意味でございまして。

○渡辺孝男君 それで、この農業者年金の凍結期

間が平成十三年十二月までとなっておりますけれども、この十三年十二月までとした理由はどういふものなのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 数字にかかわる部分でもございますので、私から答弁申し上げます。

農業者年金の保険料につきましては、平成十三年十二月までの額が法律に定められております。したがって、平成十四年一月以降の取り扱いにつきましては、制度の見直し全般とあわせまして平成十二年の財政再計算の際に検討することとしております。したがって、今回の法改正におきましては、保険料凍結期間を平成十三年十二月までとしたところでございます。

○渡辺孝男君 国民年金保険料あるいは厚生年金保険料率を平成十二年度まで政府の方は凍結する方針であると聞いております。

これは厚生省の方にお聞きしたいんですけれども、厚生年金の保険料値上げの凍結解除の条件とその見直しについてお伺いしたいと思います。

○政府委員(矢野朝水君) 日本の国民年金あるいは厚生年金の構造がどうなっているかというのをまず一言申し上げさせていただきますかと思ひます。

日本の公的年金の財政運営は、段階保険料方式ということで段階的に保険料を引き上げていくということになっておるわけでございます。厚生年金は五年ごと、国民年金は毎年引き上げると、こういうことで、長期的に見た場合に負担と給付を均衡させる、こういう財政方式をとっておるわけでございます。

現在の厚生年金、国民年金の保険料というのは、約束した給付に對しましては大体六割ぐらいの保険料の水準でございます。したがって、今の保険料をこれからずっと続けていく、引き上げないということは、逆に言いますと、長期的に見た場合に給付を四割カットしなければやらない、こういう基本構造になっているわけでございます。そういう点からいいますと、保険料を凍結するということは端的に言いますと負担を先送

りするということになるわけでございまして、年金の立場だけを考えますと、凍結というのは私どもとしては本来やるべきではない、こう思っております。

ただ、非常に未曾有の経済不況ということで、緊急避難的に凍結をするというのはやむを得ない、こう思うわけでございます。したがって、凍結の解除というのはもうできるだけ早くやっていただきたいというのが私どものお願いでございます。ただ、問題は景気の回復次第ということでございます。景気がいつ回復するのかということに専ら凍結解除がかかっているわけでございまして、できるだけ早く景気を回復させていた

だいて速やかに凍結を解除する、こういうことをこれからお願いしていきたいと思っております。

そういうことで、いつから凍結解除ができるかということでは現時点で申し上げられるような問題ではないということでございます。

○渡辺孝男君 農業者年金の場合は二階建て部分でありますので、厚生年金等と類似しているわけでありまして、景気の状態を見て凍結が解除されるかどうかということで、今のところ見通しが立ってはいないということでありまして、

万一なんという言葉を使つては怒られてしまいますけれども、景気が早く回復した方がいいわけでありまして、平成十二年度あるいは平成十三年度より厚生年金の保険料率が凍結解除、こういうふうになった場合を仮定すると、この農業者年金の保険料も改めて凍結を解除するようなことになるのかどうか、その点お伺いしたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 先ほど、私は農業者年金の保険料は他の公的年金とのバランスや農家の負担能力を考慮して設定されているというふうに答弁申し上げました。

今般、国民年金あるいは厚生年金の保険料の凍結を踏まえまして、その引き上げを凍結したわけでございますので、この凍結の取り扱いについて

て、今、先生が御指摘になりましたように、国民年金、厚生年金の保険料凍結が解除されるというふうなことでありますれば、その時点におきまして、他の公的年金あるいは農家の負担能力等を考慮して、その解除も含めて検討をすべきものと考えております。

ただ、先ほど私がお話し申し上げましたように、平成十四年一月以降の取り扱いにつきましては、財政再計算の年がやってまいりますので、この年金制度の研究会の検討を踏まえまして、次の財政再計算のときに検討したいと考えております。

○渡辺孝男君 農水省の方にもう少し基本的なことでお伺いしたいと思ふんですけれども、農業者年金の任意加入の要件の一つに農地等の面積が三十アール以上という項目があります。また、五十

アール以上の農業経営者の場合は当然加入というふうになっているわけであります。

農地等の面積が三十アール以上ある任意加入農家の六十五歳以上の方の公的年金あるいは私的年金の実態はどのようなものなのか、あるいは五十

アール以上の当然加入農家の場合は年金の状況がどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) まず後者の方から申し上げますと、私的年金の実態につきましては、残念ながら調査もデータもございません。

それから、公的年金ということで一階部分の国民年金と二階部分の農業者年金基金ということでお話し申し上げたいんですが、これまでの実績は九十六万人に総額三兆六千億円という支給額になつております。モデルケースで計算をいたしますと、昭和十四年に生まれて二十八歳加入する、

そして六十五歳から受給をするという場合の年金の額は、これを月額に引き直しますと、いわゆる経営移譲の年金として月額五万六千六百二十五円でございます。国民年金が一階部分にございまして、御夫婦二人で月二十万円弱という計算になります。

実際にアンケート調査を実施いたしますと、農業者年金受給者の方々の所得に占める農業者年金

の割合は、一概には申せませんが、概して申し上げますならば、所得の中で三割未満という方が六三、四％というふうな実態になっております。

○渡辺孝男君 三十アール以上五十アール未満の層はどういう状況なんでしょうか。任意加入の方です。

○政府委員(渡辺好明君) 資格として任意加入、当然加入というふうになっておりますが、一たん加入いたしますと、任意の方とそうでない方の間に差はございせんので、非常にばらつきはありますけれども、モデルケースが一番代表的な例かなというふうに思います。

○渡辺孝男君 農業者年金、御夫婦で二十万円弱だとすると、収入の三割弱ぐらいを占めている非常に大事な収入源だと思ふんですけれども、先ほどからも議論になっておりますけれども、国費が大部分投入されているということでありまして、今のままでよろしいのかというののがいつも議論になるわけでございます。

それで、そのほかにも未加入の問題、また未納者の問題等があるわけでありますけれども、最初に未加入の問題をちょっとお聞きしたいんです。

農業者年金の未加入者が平成十年度で六万九千八百十二人となっておりますが、この未加入の理由あるいは原因というのはどういふものなのか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 今、先生御指摘の未加入者六万九千八百十二人の内訳は、当然加入で加入すべきであるという方で加入していらっしゃらない方が二万五千九百七十七人、それから任意加入で資格を持って入っておられない方が四万三千八百三十五人という内訳でございます。

農業者年金を通じて調査をいたしましたところ、この未加入の理由として非常に比率が高かったのは、第一が農業者年金に魅力がない、これが二四％でございます。それから、これは農業者年金に限らず年金制度全般について、将来に不安があるという方が二〇％いらっしゃいました。それ

第一に、農家の女性の年金問題についてお聞き

したいと思っています。

農地を持たない配偶者の保険料についてですけれども、現在、農業総人口、特に農業就業者の六割を女性は占めているわけです。そして、家族農業を維持発展させていく上でも地域農業において非常に重要な役割を担っています。だけれども、女性農業者の状況は、朝早くから長時間の農作業に従事しているけれどもまたも報酬はない、そしてまた自分自身の農地等の資産もつけない、一生農業で働いても養子縁組でもない限り何も残らないというのが今の農家の女性の地位なわけです。だから、非常に低い状況です。

その中で、前回、法改正によって農地の権利名義を持たない女性にも農業者年金の加入の道が開かれました。女性の地位を引き上げる第一歩として期待されました。しかし、改正後四年たっても加入者は三千三百にしかならない。改正時、農業者年金の加入者の配偶者は三十万人程度いるということが言われていたわけですが、これら女性の農業者の加入促進をどのようにお進めになったのか、お進めになるつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 確かに、現行の農業者年金制度が農地の権利名義を有することを前提としておりますので、これまでは権利名義を有する女性が非常に少ないということ加入が少なかつたわけでございます。

平成七年度の改正で、夫とともに農業経営に参画する配偶者については農地等の権利名義を有しない場合であっても加入の道が開かれたということとで、現況三千三百三十人加入になっております。

ただ、この背景として家族経営協定を結んでおられる農家の数が一万戸弱、九千九百戸でございますので、まずはその母体である家族経営協定をもう少し広範に広げることが肝心だというふうに私どもは考えております。

そういう点で、農林水産省の中でも、または農業団体を通じて、家族経営協定を結ぼうと

いう形での底上げの努力、それからその中で御夫婦でも配偶者が入れますよといった周知徹底、加入促進活動というふうなことに努めているところでございます。

○大沢辰美君 今、家族経営協定を結んでいけば農地を持たなくても配偶者、農家女性加入できるということなんです。九千九百四十七戸数でかかるわけですが、現在その三分の一しか加入されていないという実態。女性の加入率の低さの原因はどこにあると思いますか。

○政府委員(渡辺好明君) もちろんベースが家族経営協定にあるわけですが、先ほどのアンケートで見られますようにやはり保険料の負担というものが、もちろん保険料を払えばいいけれどもそれに伴って年金が入ってくるわけですが、その長期にわたる年金の成果といえますか効果と目の前で払わなければならぬ保険料の負担という関係について、まだこういう農業あるいは経済状況の中で進んで入るというふうな事情になっていないのではないかとこのように推測をいたしております。

○大沢辰美君 今、局長がおっしゃったように、女性の加入率の低い原因は保険料の負担にあるということと指摘できると私は思うんです。

最初に他の議員の質問の中に説明がありましたけれども、農水省の資料でも、農業者年金の加入者の平均所得は一月二十三万八千円、この所得で農業者の人たちは、国民年金と農業者年金を合わせて負担金があるわけですが、夫婦で六万八千円になるわけ。そうしたら、非常に負担感がふえてくるというのはいま明らかで、それが女性の加入を抑えているのじゃないかということ、局長が今おっしゃったとおりだと私は思うんです。

農業者年金の女性加入の問題は、そもそも大規模農家の配偶者を加入対象として想定していたということに問題があるのじゃないか。女性農業者の老後保障のために加入を実質的に進めようとする視点が欠けていたのではないかと。

九五年です。四年前ですけれども、このときの参議院の農水委員会での構造改善局長がこういうふう述べています。加入意向を有する配偶者のうち、農産物販売額一千万円以上が二万六千人、そのうち二千万円以上の所得の人が一万一千人、それと比べると、その半分ぐらいが加入するのではないかと。女性加入者は五千人から一万人は加入するということも答弁してあります。

この間の米価暴落などの影響も受けて所得減少が著しい中で、私は大規模農家でも加入が進むわけがないと思うんです。ですから、本気で女性の加入を進めようというならば、中小規模の農家も含めて、実際に農業を担っているすべての女性が加入できる条件をつくる必要じゃないか、配偶者の加入の際の負担軽減が必要じゃないかということとを指摘したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(渡辺好明君) 現況、加入資格からいいますと、農地に係る権利ということになりますと当然加入が五ヶ年、任意加入が三ヶ年、大規模農家に限定しているかどうかという点についていいますと、必ずしも私は三ヶ年という規模がそんなに大きいものだとは思いません。

ただ、最近、とりわけ施設型農業ということでハウス栽培その他が大分出てきておりますので、そういった農業者をどう扱うかという点につきましては今後この研究会の中で検討上留意すべき事項ではないかというふうに思っております。

それから、負担についての軽減の問題でありますけれども、これは女性の農業者、経営のパートナーをどう見るかということなんですけれども、経営のパートナーをやはり一人前の経営者として見るということであれば、どちらの方々もそれぞれ一人前の経営者として一人前の年金に加入するというのが筋ではないかというふうに私は思っております。

それから、先ほどのことと関連をして、なぜ加入が低い点についてアンケート調査を今ちょっと当たってみたいんですけども、経済的要因というのは確かに一番高うございました。しかし、そのほかに、ほかの年金に入っているという御回答、それから夫の理解、家族の理解というふうなこともありますので、そういうものが万般要因として複合してこういう実態が出てきていると思っております。この年金制度の設計なり制度なりだけで女性の加入者の数がふえるということでは必ずしもないというふうに思っております。

○大沢辰美君 この農家の女性の加入について制度導入されたときに参考にしたと言われるドイツの農業者年金、これは低所得の経営者の保険料の補助がついています。そして、離婚された場合とか死別の場合の女性の老後保障も配慮されているという点が特徴だったと思うんですが、日本の場合と大いに違いがあるということとを指摘したいと思うんです。

例えば中山間地、特に本当に条件不利な地域での農家の調査ですけれども、これは女性が本当に農業全般を取り仕切っているのに、農家戸数の七・二％の農地は男性のみの名義になっているわけ。だから、農水省の調査でも、毎月決まった報酬をもらっている農家の女性は一六・二％しかいないという、ほとんどが家計費、もちろん子供の教育費などになってしまっていて、女性が労働報酬さえもともに受け取れない状況がまだにあるわけですから、本当に今おっしゃったように、一人の農業者として認められているという実態がまだないわけなんです。

そういう中で、新農基法が決まりました。女性農業者の参画促進をうたいました。農村での実質的な女性の地位向上を進めさせるためには、農水省自身がそのための具体化の第一として女性農業者年金にしっかりと加入できるように促進をさせていく、そして、今申し上げました保険料の負担も含めて考慮の大きな問題点ではないかと思っておりますが、もう一度お尋ねいたします。

○政府委員(渡辺好明君) 年金制度の研究会がついに先ごろ中間的に検討項目を整理いたしましたけれども、その中にやはり農業経営への男女共同参画、活動の促進といったことが盛り込まれておりまして、これから新しい農業者年金制度を検討する場合の大きな視点になっております。今の先生の御指摘も踏まえまして、今後の検討の中で生かしていきたいと考えております。

○大沢辰美君　もう一点、女性の問題についてお聞きしたいと思うんです。

後継者の妻の任意加入について、いわゆる農業後継者の妻は、後継者である息子さんに嫁いだ場合、たとえ農業に従事し、家族協定を結んでいても農業者年金に加入資格がないという問題です。今、農村はどこでも後継者不足、担い手不足が深

刻です。若い農業従事者をふやして家族経営を維持していくためには、青年農業者とともに農業経営を支える妻の地位向上も重要な課題です。後継者の妻に対しても後継者と同様に任意加入の道を開くべきではないかと思いますが、いかがでしょう。

○政府委員(渡辺好明君) 後継者の配偶者の加入の問題でありますけれども、夫が農業者年金に後継者加入をしていれば、農地の権利名義について夫が一ヘクタール以上、つまり二人で分けると五十、五十ということになりますけれども、あるいは配偶者自身が三十アール以上持っている、それから経営主、それから夫との間で家族経営協定を締結しているということを要件に農業者年金に加入することができるといふうになっておりますので、その点につきましてもう少しPRといえますか、浸透を図りたいと思っております。

ていただきたいということを要望して、次の質問に移りたいと思います。

二年間の農業者年金の保険料を凍結するといふことですけれども、その凍結後について私は一点指摘と要望をしたいと思うんです。

現在、農業業者経営は長引く不況で、消費不況も加えて農産物輸入の増大も加えて大変な経営状況だと思っています。そういう中で保険料の額を凍結するということは私は当然の措置であると思うんです。だけれども、十四年一月には解けるわけですが、けれども、解除後の保険料などはどうなるんだらうという不安、また年金に対する不安を持っています。

衆議院の質疑の中で、今後の保険料について構造改善局長は農業者の負担可能な保険料を勉強していきたくて言われました。当然のことだと思えます。そこで、全国農業会議所などで調査したアンケートを報告したいんですが、他の議員の皆さんの質問の中で、今、局長が答弁をされていますので省略したいと思いますが、やはり農業者年金制度の改善ということを指摘していますね。魅力がない、将来に不安がある、そして保険料の負担が苦しいという指摘をされています。やはり国の責任で年金の面でも農業の面でも安心できる見通しを示すことが今大事だと思います。

そこで、解除後の保険料について、構造改善局長が答弁されたように農業者の負担可能な保険料にする。今でも保険料が高いという思いは農業者は持っているわけですから、その点についての大臣の認識をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(中川昭一君) 今御審議願っている法律は、平成七年度の財政再計算に基づく平成十三年十二月三十一日までの農業者年金について凍結をしていただくということでございますが、その後についてどういう考えかと。

農業者の負担ももちろん考慮に入れなければならない
りませんし、それから他の公的年金とのバランス
というものもやはり公的年金全体のスキームとい
うものの観点からとも考慮に入れなければならない

と思ひますし、将来に向かつての農業者年金の長期的な展望というものも考えていかなければならない。あるいはまた、さまざまな情勢、特に新しい基本法のもとでスタートをした現時点でございいますから、その後の大正な農政上の時期でもございいますので、現在いわゆる研究会でそういう視点からも御検討をいただいておりますところでございまして、そういうものを踏まえながら、その時点で今申し上げたさまざまな要素を検討しながら考えていきたいというふうに考えております。

○大沢辰美君 農政改革大綱が出されて、新農基法もつくられたわけですが、その中で経営政策の体系的整備というところで農業者年金制度の見直しについて触れています。ここで言う経営政策とは、経営感覚にすぐれた効率的、安定的な農業経営を育成し、その創意工夫を発揮した経営展開が行われるよう意欲ある担い手に施策を集中するとされています。新農基法の質疑で大臣は、効率的かつ安定的な農業経営とは、主たる従事者の年間労働時間が他産業並みの水準で、従事者一人当たりの生涯所得が他産業従事者と遜色のない現に経営をしている農業者と言われました。つまり、こういう農業者を農業者年金の対象にするということだと思ふんですが、こういう農業者以外は農業者年金の対象者から外すようなことがあってはならない。選別規定を設けることになるんじゃないかと私は心配しています。

ですから、本当に農業者の老後の生活を保障するわけですから、一部の農業者だけを対象にするような選別規定はやるべきではないということをもう一度指摘したいと思いますが、いかがでしうか。

○國務大臣(中川昭一君) 農業者年金というのは、先ほどから御議論いただいておりますように、年金という形をとりながら農業政策も進めていくという両面があつて御議論いただいておりますのであります。年金である以上は負担と給付というものが、あり方も含めて研究会で検討いただくわけでございますけれども、とにかく負担と給付

というものが大前提にあるわけでございます。しかし一方、あるべき農業者の姿、大綱あるいは基本法でもいろいろ書かれておりますけれども、そこでのあるべき姿、農業者あるいはまた育成すべき農業者という、いろいろな表現が使われておりますが、それは今後の日本の国民に対する食料の安定供給等々のさまざまな役割上の一つのあるべき姿でございます。

一方、農業者年金というのは、それは入る資格のある方が負担を伴って入るわけでございますから、それによって、資格のない人はもちろんこれは別格でございしますけれども、年金上資格のある方については、育成すべきだとか育成すべきじゃないとか、大規模だとか小規模だとか、そういう観点から排除をするというようなことは決してない。あくまでも年金制度、そして農業政策・制度の上に立った農業者年金制度を今後どういうふうにしていくかということが大前提で、今研究会でいろいろ検討をしていただいておるわけでございますが、最初からそういう形での排除というものは考えておりません。

○大沢辰美君　ぜひ農業者年金についての充実をお願いして、最後に厚生省の方にお尋ねしたいと思います。

農水省の説明によりますと、農業者年金制度をつくったのは、農業者の老後の生活を厚生年金並みの水準になるように保障したいということでした。農業者年金は国民年金の上乗せ年金となつていますが、安心できる老後の生活を保障するという点からいえば、根本的には上乗せ部分、つまり農業者年金がなくても生活できる制度が私には必要だと思ふんです。だから、高齢者が安心できる生活が保障されることが抜本的に必要なということです。

そこで問われるのは、国民年金の中身だと思ひます。今、自営業者の国民年金受給者、平均的な年金受給額は月額約四万一千円と極めて低い水準ですね。これで本当に老後の生活ができるのかと。私は生活保護水準以下であり、一カ月どうい

うふうにお金を使っていますかということでお年寄りの方にお聞きしましたら、県営住宅の家賃に一万二千円です、食事代には一日五百円で一万五千円使います、ガス、水道、電気などで一万円かかる、その他の経費で五千円でも本当に苦しい、生活できないということを訴えておられました。本当に胸の痛む年金制度だと思いが、その点についてお聞きをして、私の質問を終わりたいと思います。

○政府委員(矢野朝水君) 基礎年金の水準というのは、今の四十年加入した場合、六万七千円でございませう。夫婦でいきますと十二万を超えるわけございまして、これは決して低くない水準だと思っております。ただ現実には、今御指摘ございましたように平均で見ますと四万数千円。ただ、これも、最近新しく受給され始めた方の基礎年金部分というのは約五万一千円ぐらいでございませう。

といひますのは、これまで六十五歳まで待つて受けるのちやんともらえるのですけれども、六十歳から早くもらいたいということでもありますが、その分減額になる。それとか、これまでの方はどうしても加入期間が短いということで、現実の年金水準はまだ五万円に達していませんけれども、本来ですと六万七千円ということで、これは決して基礎的な消費生活ができないとかそういう水準ではないと思っております。

○清水澄子君 大臣にお伺いいたします。

平成七年に農業者年金制度が改正されたとき、夫とともに農業に専従する女性も年金に加入できることになったという点では、私もこれを推進したもので評価をしたと思ったのですが、平成九年のときに私はこれと同じことを質問しました。そのときに、二年後だったのですが、当時千六百二十三人しか加入していませんでした。ですから、これで本当に加入が促進できるのかという質問をしましたとき、政府の方は五年間で五千一人から一万人の加入を見込んでいますと平然とおっしゃった。現在もう四年たったのですが、どの程度かという、先ほどの数字が出ていましたけれども、こういうふうに見込みがどんどん違っても、それらについてどういう対応をされてこられたのでしょうか。

○政府委員(渡辺好明君) 確かに、当時かなり意欲的な数字を答弁したことは議事録で拝見をいたしております。

ただ、この女性の問題に限らず、先ほど来、就農率の問題であるとか未加入者の問題であるとか、制度全体が社会経済情勢が余りよくないという状況の中で年金へのインセンティブが非常に減っているというか、低いものになっております。そういう中で、しわ寄せという言葉は適当かどうかわかりませんが、同じ世帯の中で女性の部分を負担してまでもというものが、先ほどのアンケートの中にある七五％の方が負担が大変だからという結果として三千三百人のオーダーにとどまっているのではないかと私は思っております。

○清水澄子君 全体で五％しか加入していませんね。その理由の一つとして、配偶者と家族経営協定が締結されていなければいけないとか、夫婦名義の農地が必要だとか、経営農地の合計面積が一ヘクタール以上でなければならぬとか、非常に多くの加入要件を満たさなければならぬ。そのうすると、女性は幾ら農業の専従者として大きな役割を担っていても、その加入要件がなかなか満たされないということになると、それによって後の生活の安定が得られないということになるわけですね。

ですから、この加入を促進していくのであれば、このような厳しい加入要件をもう少し緩和していく。そういう点で農水大臣、少しは頭を悩まされませんか。

○国務大臣(中川昭一君) 先生御指摘のように、平成八年からいわゆる土地を所有していない配偶者としての女性も入れるということでスタートしたわけでありませうけれども、先ほど局長の方から答弁いたしましたように、当初の見込みを下回る

現実になっておるわけでありませう。

やはり男女共同参画社会とか、特に農村におきましては女性というのは労働力のウエートが六割あり、当然のことながら子育て、家事等々も大変な役割を果たしておるわけでございませう。もともと私は農村における女性のお立場というものに対して何とかお手伝いをしたいという気持ちを持っておるわけでございませうが、先ほどから答弁を申し上げておりますように、さまざまな方策をとって何としても、女性でしかも御主人と同等に経営の主体的な役割を果たしていくというような農業者年金上の目的にかなう形での一定の要件というものがあることは、これは当然と言わせていただかなければなりません。その上で、御苦労され、一生懸命働かれ、そして老後については少しでも経済的に余裕のあるような老後を女性の方にも過さしていただきたいということで、何とか加入促進に向けて私も頭を悩ませておるところでございませう。

○清水澄子君 もう少し、今申し上げたように具体的などころをひとつ検討していただきたい、女性の加入要件をやはり検討していただきたいと思ひます。

その一つとして、現行制度では死亡一時金は平均七十五万円なんです。これでは、妻だけが残されるわけじゃありませんが、残された妻や家族の経済的自立を支えるには余りにも低い金額だと思ひます。ですから、この死亡一時金の給付水準をもう少し引き上げるとか、また遺族年金制度の導入を検討したいと思ひますが、その点についてはどうでしょうか。

○政府委員(渡辺好明君) 今、先生おっしゃいましたように、死亡一時金の給付水準というのは平均をすれば三割ぐらいでございませうか、非常に低いという点につきましても、また遺族年金制度を導入できないかという点につきましても、これまで随分と長い間、御要望や御議論がございませう。それから、この制度研究会の中でもやはりそ

うしたものを導入してはどうかという議論が相当根強くございませう。

ただ、これは、そういう御議論がある一方で、実は私たちも非常に悩みの尽きない問題でありまして、一定の年金の財源をどういうふうに取り回すのかということに結局は突き当たってしまうわけでございませう。

一つは、例えば年金というのが長生きをした方に対してその当人の生活の安定に向けての金だという考え方もありますし、それから年金の配分の中で死亡一時金あるいは遺族年金というふうなところでその財源を振り向けますと、本来は高くて魅力的でなければならぬ年金の水準自身が非常に低いものになってしまふ。これをクリアしようとする掛金をやはりふやさなければならぬということ、両方が満たされるような解が目下見つかっておりませんが、議論はまだ終息をしていないわけでございませうから、今後その点も含めましてこの検討会の中でそういう仕組みを入れるのか入れないのか、また議論を深めていきたいと考えているところでございませう。

○清水澄子君 国民年金の場合には、サラリーマンの妻は第三号被保険者ということで保険料を負担しないで年金の給付があります。女性農業者は第一号被保険者になって国民年金に一万三千三百円を毎月払うわけでしょう。それに加えて、所得と関係なく月二万四千四百円の農業者年金の保険料を払わなければならないということになると、所得を余り持たない人たちが特に女性農業者の場合は多いですね。ですから、非常にこれは入りにくい制度だと思ひます。もちろん将来的にそうあつてはならないんですけども、現に日本の女性農業者は七割が無給の家族従業者と言われているような状態で、女性自身の所得はなきに等しい現状の中で、こういうのは非常に無理に思ひます。

ですから、二万四千四百円を払えない人はゼロになっちゃうというのではなくて、所得に応じた掛金とか、段階的な保険料率等の導入ももっと工

夫すべきだと思ひますが、その点はどうでしょう。

○政府委員(渡辺好明君) 一番最初の大前提なんですけれども、女性が無報酬状態であることがかなり多いという御指摘もあつたわけでござい

まうのが、今日、私たちが推奨している家族農業経営協定であります。報酬の規定をしつかりすること、経営への参画についてきちんとした決まりがあること、それからみずからの経営を次の者に継承するときにお互い話し合つて決めること、この三つが大きな家族経営協定の中身なんですけれども、そういったものをもっと広範に農業者の家族の中で結ぶようにする、そして女性が一人前のといひますか真に共同のパートナーとして堂々と経営の中で位置づけられるというふうなことが、遠回りなようではありますけれども私は大事だと思つてゐるわけです。

ですから、女性の配偶者であるから免責を減らすとか保険料を下げるというふうな手法が、果たして共同した対等のパートナーという立場からいのかどうかという点についても、もう少しいろいろ考えなければならぬと思つております。現に、先ごろもアンケート調査をしましたけれども、知つてゐるけれども入る気持ちがないという方が非常に多いわけでございまして、そこら辺から少しづつ解きはぐしていく努力をしていきたいと思つております。

○清水達子君 全然女性の置かれた実態に基づいてお考えにならないから、理想論へ一遍に飛んじやうていらいつしやいますね。私も、女性がきちんと自立できる経済力を持つ、それは両面をやつていかなければならぬし、特に農村の場合は地域社会全体のあり方を構造的に変えなきゃならぬ、意識も変えなきゃならぬという大きな問題がありますから、それができるまではこのままでいくんだというのでは、これは女性の加入率を含めて、私は農業者年金制度というのは非常に硬直したものであると今感じました。ですから、本

当に女性の経済的自立を促進するのであれば、男女共同参画社会を推進するという意思をお持ちならば、もっとこの点は具体的に進めていただきたいと思ひます。

大臣もさつきおっしゃいましたけれども、日本の農業は全農業者人口の六〇％を女性が占めてゐる、こゝ言われてからもう相当長いんです。その当時から六〇％の農業生産を担つてゐるそういう実態の中で、農林水産業における女性の経営上の地位というのは一向に改善されてこない、非常に遅々たるものであるわけです。それで、今そのうち七割の女性が無給の家族従業者だと。いわゆる経営の実権は男性が握つてゐるという状態の中で、男性の方は七五％が使用者及び自営業者の地位を占めてゐるわけです。

ですから、女性は何かに非常に農業を担つてゐると言ひながら、ただ働きといひますか、つまりアソビドワークがずっと維持されてゐる。ですから、これは相当政策的なてこ入れをしない限り改善できないわけです。これはもう何年も同じことを言ひ続けてゐるわけですけれども、そういう中で私はぜひ農業女性の労働報酬の問題ということをもっと真剣に農水省は取り組んでいただきたいと思ひます。

(委員長退席、理事清水嘉子子君着席)

そして、そういう意味では、今国会で成立した新農業基本法には第二十六条で女性の参画の促進ということがうたはれて、「国は、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によつて農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。」と、そういうことがうたはれてゐる以上は、女性が家業としてではなくて農業経営ができる、自立できる、そういう経済的なエンパワメントを図つていくという、そういう具体的な第二十六条の政策を、大臣はこの時点に当たつてどういう新しい問題、政策づくりをお考えになつてゐらっしゃるでしょうか。

○國務大臣(中川昭一君) 今、先生御指摘のよう

に、新しい基本法二十六条で「あらゆる活動に参画する機会を確保」とか「役割を適正に評価する」とか「女性が自らの意思によつて」云々というふうな形で、女性の自主的な活動を積極的に国としてもちきつと支援をしていかなければならないということが定められてゐるわけでございまして。

そこで、具体的に何をやってゐるか、何を考へてゐるかということでございますけれども、やはり土地の所有者が農業者であるという現在の農業経営形態の大宗の中で、御主人が土地の所有者である、したがつて女性は手伝いあるいは無報酬というふうなことでお役だたという現実と、それからあるべき姿、両面の観点から女性の役割というものをもこの年金の中にもきちつとやっていこうというのが平成八年以降の制度でございます。

その場合に、家族経営協定というのはいはり重要な役割を果たさざるを得ない、また果たしていくことになると思つております。これは決してややこしい約束をして縛るという、先生から冒頭に加入のときの一つの要件が余り滑らかな要件ではないといふような御趣旨のことがございましてけれども、むしろ家族経営協定を結ぶことによつて、女性の適正な報酬の評価の決定でありますとか、経営に参画できるとか、あるいはまた年金に、それ以外にも要件がございしますが、参画できるといふ意味で、家族経営協定というものはこの問題に限らず前向きの一つの協定というふうに我々は理解をしております。

さらには、農協等の役員への女性の登用の促進でありますとか、農業の制度資金の中に婦人あるいは高齢者に対する企業活動への無利子資金でありますとか、あるいは技術や経営ノウハウの習得のための機会、研修でありますとか、そういうさまざまなことを現にやっておりますし、さらに進めていかなければならないと考えております。

要は、農林省にも大変優秀な女性職員がおりますけれども、男性が女性のことを考へてこつすべきたといふよりも、やはり女性の皆さんのいろいろな御指摘、御指導を謙虚に受けとめながら、農

林省に婦人・生活課というものもございすけれども、この課を中心にしたしまして、農林省全体、なかなか私が先頭に立つて女性のお立場の支援の役割を果たしていく使命があるといふふうに私自身肝に銘じておるところでございます。

○清水達子君 私は、家族経営協定の締結推進は支持しておりますので、そこだけは明確に申し上げておきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○理事(清水嘉子子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、櫻井充さんが委員を辞任され、その補欠として谷林正昭さんが選任されました。

○入澤肇君 この国民福祉委員会において、農政の中の基本的な課題である年金問題について議論できるといふことは、逆に農政の持つてゐるミクロコスモス的な政策体系の象徴じゃないかと私は思つておるんです。

きょう、朝日先生初め大変本質を突く御質問が続出しているのをごさいますけれども、たまたま私が昭和四十四年ごろに官房の予算課にいましたときに厚生省と折衝してつくづくに参画した制度なものですから、非常に思いが深いわけであり

ます。

思いが深いといひますのは、当時、三十六年に農業基本法ができてから、十年たつて一向に農業基本法の理念が実現できない、要するに構造政策が進まないといふことで、亡くなられた武田次官をキャップにいたしまして、農林省内に構造政策推進会議というのができました。そこで農林省の基本的な法制度について抜本的に見直そうじゃないかといふことで、農地法の改正がございま

した。

そのときの農地法の改正は所有権中心主義、要するに小作人に農地を解放して、そして零細分散錯雑という状況になつてしまつたわけでございすけれども、所有権中心主義を改めて利用権中心

主義に切り変えるという大原則の方向転換があったわけでございます。そのほかに農協法の改正だとか土地改良法の改正だとかありまして、あわせてこの農業者年金制度ができたわけです。

この農業者年金制度ができたときに、いきさつがちょっと変わっておりまして、倉石農林大臣が宇都宮におきまして農民にも年金をというふうなことを言って、それを佐藤総理大臣がフォローして、極めて政策的な政治誘導型、政治主導型でできたのがこの農業者年金制度でございます。

厚生省といういろいろな折衝をして、果たしてこれが、年金の制度を仕組む一つの原則、大数の法則にかなう、要するに保険者と被保険者の割合が将来とも安定的に年金制度を維持できるだけの条件が充足できるのかどうか。それから、付加掛金率と純掛金率の割合が一定の割合で維持できる、国庫補助をある程度入れるにしてもこんな大胆に、さきもお話ございましたけれども、五割以上国庫補助を入れないと維持できないんじゃない、ということは当時考えていなかったわけでありました。要するに、年金制度を維持するだけの条件があるのかどうかということについても基本的な議論があったわけでありまして、さらに、農林省と厚生省でどのように役割分担するかということも議論がございました。

きょう資料をいただいたんですけれども、厚生省は約十一億円の予算を計上し、農林省は約八百八十二億円の予算を要求しております。最初は、この十一億円が農林省の予算で、厚生省の予算が八百八十二億円に相当する分野を担当するわけだったんですけれども、当時、シーリング制度がございましたので、大きい方がいいことだということで農林省が主導的にこの制度をつくったところから、その大きい方をとったんですね。ところが、その後、シーリング制度ができてきて頭打ちになってしまつて、逆にこの八百八十二億という大きな金額が農政を推進する上で非常に桎梏になってきた、そういうふうなことも付随的に生じたわけがあります。

そこで、まずお聞きしたいのは、発足当初は年金制度を維持できるだけの条件があったと思うんですけれども、その後の農政を取り巻くいろいろな条件変化、これが今回の農業基本法の改正にもつながったわけがございますけれども、これから年金制度を維持できるだけの条件が確保できるのかどうか、これについての見通しをまずお聞きしたいと思うのであります。

○政府委員(渡辺好明君) まさにその点が今後詰めるべき大きな点であります。

先生御指摘のとおり、発足した当初は言ってみれば積立方式といえますが積んできたものを戻して年金として使うという制度で始まったものが、途中であいつた物価の大きな上昇の中で、今は賦課方式ということ、現在の世代がリタイアをした世代の年金を賄うという仕組みになっております。そうなりますと、こういった農業構造の変革の中で加入者と支給者の間に成熟度二五五〇という非常に大きなギャップが生じ、一人がそのときに積んでいられるお金で二・五五人を養わなければならぬ、こういうことになっているわけです。したがって、この賦課方式というふうなやり方も含めて、年金制度をどういうふうな仕組むかということが、これから先、大きな枠組みを決めていく上で重要な要素の一つでありまして、それから日本の農業構造をこれから先、十年なり二十年間どういうものとして見通すかという点が明らかになりません、例えば一つ新規参入者を取り上げ、新規参入者の中から加入者がどれだけ出てくるか、また年金に入る方々の資格をどう見るかというふうなフレームをつくった上で初めて年金として成り立つのか、そうでない仕組みがいいのかということも出てくるわけだということに思っております。ここはまだ論点が出たところでございますので、どう持っていくかという点についてはこれから、先ほど大臣は十一月を目途に申し上げましたけれども、この秋遅くを目指して詰めていきたいと思っております。

○入澤肇君 その際に、年金制度を継続させるか

どうか、新しい仕組みをつくるかどうかというところの検討の際に一つお聞きしたいんですけれども、一応経営移譲年金というような政策年金として他の年金にない目的を持って発足した、それなりに農地の流動化あるいは細分化の防止あるいは農業経営の近代化に役割を果たしてきたと思うんですけれども、構造政策として他にたくさん手法を持っていますね。他の構造政策の中で、年金制度というのは果たしてこれからの大きな役割を果たしているのだろうか、この年金制度がなければ農林省がねらっている構造改革というのはできないのかどうか、なくても他の制度で十分に目的が達成できるのではないか、この辺についてはいかがでしょうか。

○政府委員(渡辺好明君) 先ほど来の答弁の中で、農業者の若返りあるいは農地保有の合理化という問題についてお答え申し上げましたけれども、もう一つ、農業者年金基金が行いましたアンケートでちょっとお話をしたいんですけれども、後継者移譲をした方々のうち、農業者年金に加入していることによって移譲の時期が早まったというふうな答えに答えておられる方が七五〇あります。それから、現実問題として、今トータルで言いますと、一件当たりの農地の権利移動の平均面積は〇・二八ヘクタール、〇・三ヘクタールというところなんですけれども、農業者年金の第三者移譲の場合には、この四倍の一・一一ヘクタールというまとまった面積での農地権利の移動が起こっております。第三者移譲、移動面積の中の一割、一〇％ぐらいがこの年金制度を通じて権利移動でございます。

そういう点からいいますと、この年金制度なかりせば構造政策の進展度合いはより後退したのではないかという評価はできるわけでありまして、これも、これから積極的にこの年金という手法を通じてどういった構造をつくり上げていくかということとはまだこれから、ほかの構造政策全体も今検討しているところでございますので、それらの中で全体のフレームワークを決めたいというふう

に思っております。

○入澤肇君 構造政策で細分化防止、農地の集団化、あるいは土地利用の効率化、こういうことで相当な金額を出していますね。その金額は大体どのくらいになりますか。

○政府委員(渡辺好明君) 私のところでやっている政策というのは、基本的には構造政策の推進なわけですが、今、先生から御指摘があった、とりわけ農地流動化対策でありますけれども、平成十一年度の当初予算ベースで一千五百五十一億というふうになっております。

ただ、圃場整備その他公共事業等を通じて面をいじりますとき、あるいはかんがい排水施設をつくるという際にもこれをきつかけとして農地の集約をいたしておりますので、そういう点でいいますと、公共事業も含めた私ども構造改善局の十一年度の一般会計当初予算は一兆三千七百億という状況にございます。

○入澤肇君 予算額もさることながら、全国に行政委員会としては唯一選挙制度を適用している農業委員会制度が残っているわけですね。それから、各都道府県に農業公社もあり、いろんな仕組みができていくわけです。これらが十分に動けばいいんですけれども、必ずしも十分に動いていない。

今度の農業基本法で一番問題だったのは、農政を運動論としてとらえて、運動論の核になる機関をきちんと位置づけなかったことが非常に大きな問題じゃないかと思つていたので、このように大きな構造政策の予算の中で年金制度にこれだけの金額をかけて、そしてそれが今言ったような例えば第三者移譲にしても一割程度の進捗度、そういうことになりましたと、この年金制度はやっぱり思い切つてこれから直していってほしいんじゃないかというふうな思ふんです。その直す方向として、恐らく研究会におきましていろんな議論が出ていっていると思うんですけれども、一つはみどり年金制度というのがございまして、これをひとつ評価したらどうか。そこで、み

どり年金制度の現在における位置づけと評価を
ちよつと御説明ください。

○政府委員(矢野朝水君) 全国農業みどり国民年
金基金だと思ひますけれども、これは先ほど御質
問に出ました国民年金基金の一つでございます。

これは、農業者年金基金に加入されていない農業
従事者の方々を対象として平成三年に創立された
わけでございます。現在約二万三千人の方が加
入されておられるわけでございます。

この全国農業みどり国民年金基金は、農業者年
金基金とともに農業従事者の方の老後の所得保障
ということで非常に重要な役割を果たしておると
認識いたしております。

○入澤肇君 そういう抽象的なことじゃなくて、
どのくらい加入して、今の財政状況、財務が
どうかということを本日は聞きたかったんです。

このみどり年金制度、これは国民年金の二階の
部分にあるわけでしょう、基礎年金の二階の部分
にある。農業者年金基金も二階部分だ。しか
も、これは政策年金だということであつた、年金
制度の論理、基礎的な原則が農業者年金基金にお
いて貫徹できないのであれば、いっそのことみど
り年金の中に統合するということも一つの案だ
し、それからまた、今日民主党を含めて各党で確定
拠出型年金について議論が進んでいますが、こ
ういふふうなものに転化していくことも一つの案
じゃないかと思うんです。

同時に、認定農家の制度をもっと拡充強化して
いって、決して兼業農家を切り捨てるといふ意味
じゃないんですよ、プロの農家を育成しなければ
ば、プロの担い手がなければどの産業も必ず衰
退する。そういう意味におきまして、日本農業を
発展させるためには、せつかく意欲的にやってい
る農家を大事にしなくちゃいけないので、そこ
の認定農家のみに限って別途の、例えば一時退職
金の制度を設けるとか、あるいは平場における中
山間において今新しい所得補てん的な直接払いの
制度が設けられるように検討されていますけれど
も、平場の例えば北海道酪農地帯の経営安定のた

めの新しい仕組みをつくるのか、そつちの方向
へ、本格的に農家の経営安定ということに焦点を
絞つてこの制度を切り変えていくということも
あつていいんじゃないかと思うんですが、いかが
でしょうか。

○政府委員(渡辺好明君) 今まさに農業者年金制
度の将来について抜本的改革をどうするかとい
うことを議論しているところであります。

今の先生の御指摘では、年金として運用する部
分と構造政策として行つた政策部分とを切り離し
て、構造政策としてやる部分については特定の今
後発展をしていく層に焦点を当てて重点的に金
を使う方が効果的であるという御意見でございま
した。

余り特定のことにとらわれずに検討会におきま
しては総合的、抜本的に見直しをしたいというこ
とでございまして、御意見も踏まえましてそう
いった点も幅広く検討させていただきたいと存じ
ます。

○入澤肇君 この年金制度は一つの農政の象徴の
ようなものでございまして、非常に希望を持って
出発した制度が内部から崩れていっていったとい
う意味ではまた日本農業の象徴のような感じがも
たします。これからどうしても反攻姿勢で日本
農業を上向きにするために、そういう視点からこ
の農業者年金基金を抜本的に見直すことを心から
希望して、質問を終わります。

○堂本曉子君 最後の方になりますと大分ダブッ
た質問もお願いしている中で、ダブリはなかつた
と思いますが、まず大臣に、先ほどの大臣の女
性に関する御答弁の中で、例えば農水省に女性
の職員がいるとか、それからもう少し加入しやす
いようなことをいろいろ研究したいというよう
なことをおっしゃったんではないかと思うんです。
そのことに対して
の感想をちよつと申し上げたいと思うんです。

(理事清水嘉子君退席、委員長着席)
私は、農業という包括的な政策の中の女性の問
題、それからこの年金の問題というのは部分とい
うふうにとらえてもとらえられないんです。それ

は大変小さい部分かもしれない、全体の農政行政
からいえば。しかし、一九九五年に北京で世界女
性会議というのがございました。いろんな分野の
女性がいろんなことを言つた。そのときに日本の
農村の女性が言つたことは、いろんな女性の地位
向上はやってきた、しかしどうしても手がつけら
れないのが年金だ、こう言つたわけなんです。で
すから、女性たちにとってこの年金という問題がど
んなに根が深い問題かということを示しているわ
けですね。

それからもう一つは、加入する、しないとい
うこと以前に、そもそも女性が農地の三アールを
持たないといろいろな権利が出てこないという中
で、一体どういう状況に今あるのかということも
知りたいと思つたわけです。きょう、女性につ
いて私は十二項目の数字を教えたいただきたいとい
うことを農水省にお願いしました。自分名義の農
地を三アール以上保有している女性の数、これ
についてはデータがないそうです。そもそも本
気で考えてくださるのであれば、こういったところ
のデータは私は必要だろつと思ひます。これが一
つです。

それからもう一つの問題は、そういうふうな女
性が思つていて、これはこの間、男女共同参画社
会基本法の中で質問したことと共通しているん
ですが、そのぐらゐ女性にとつて農村が魅力がな
いと女性が農村に残らない。これは後継者不足
と女性が残らない。これは後継者不足。
二、三日前に千葉県の鴨川である集落の長をして
いる方に会いましたら、三人独身の男性がいる
四十代、五十代、六十代だ。五十代の男性のお
母さんは八十代だ。これではとてもこへ来る
女性はいないんだと笑つていました。

ですから、後継者がもういない、そういう状況
をつくつていけるのはまさにこういう問題なん
です。そのことに農水省が気がついていないん
で、農水省が気がついていないんではないかとい
うことを、小手先とは申しませんが、農
業新聞を見ますと、何か一生懸命女性をふやすた
めに女性を重点にシンポジウムをやつて、それか
ら戸別訪問までした。何人ふえたんですかとい

ことを質問しているわけですが、お答えいただけ
ればそれも伺いたければ、もういいこと
で済む問題ではなくて、日本の食料安全保障を脅か
すような、その根つこの部分の問題だと思ひん
です。

ですから、大臣が、女性の職員がいるとか、そ
れから加入者をこれからふやす努力をするとか、
する女性の議員からは質問がございましたけれど
も、そういった次元でとらえていただいたのでは
私は違ふんじゃないかなというのを思ひます。
そのことをまず一つ申し上げておいて、促進のた
めの制度をやつて何人ふえたかという数字がもし
おありになるのなら、これは局長に御答弁いた
したい。

○国務大臣(中川昭一君) では、今の堂本先生の
は局長の方から答弁をいたさせます。

先ほど私がちよつと長目に力を込めたつもりで
申し上げたのは、要は女性の農村における役割と
いうのは現に非常に重要であり、しかも今後のあ
るべき施策として、男女共同参画型であります
か基本法二十六条でありますとか、文字どおりや
られて、家族の一員だからやるんだということ
ではなくて、まさに経営感覚を持って、男性の
パートナーとしてやっていくという自主的かつ自
覚を持ってやっていく方に対してどうやってや
っていくか、あるいはまた、そうじゃない方に対
してどうやって支援策をやっていくかということ
について、あえて我が省には優秀な女性職員がた
くさんおられますと申し上げたのは、つまり男性の職
員だけで女性のことを考えても限界があるのでは
ないかという意味で、農村社会においても女性の
農業者の方に昔じつくりお話を伺つて、なるほど
なということを聞かせていただきましたし、また
地元を含めて農家の女性の方のお話を聞けば、や
はり目からうろこが落ちるようなお話を聞かせて
いただきますし、我が省においても女性の職員か
ら直接話を聞きますと、なるほどというふうな話
を聞かせていただくという意味で女性の職員がお

りますというふうに申し上げたつもりでございます。

そういう意味で、我々が意欲はあっても、女性の悩みなり課題というのは、今の先生の御指摘に見られるように、やはり女性の農業者あるいはまた地域の女性の方々、そして行政においては女性の職員の意見も聞かないと本当の現状というのはわからないという意味で先ほど申し上げたということとをぜひ御理解いただきたいと思ひます。

○堂本曉子君 大臣のおっしゃる意味はよくわかりました。ただ、もう一回そのことに意見を言わせていただければ、現在、農村で働いている女性、しかし多くの女性が去つてしまふ。だから千葉県の場合も次男、三男はほとんど町へ出てしまつた、正月に帰つてくるぐらいだと。そういうような形でとにかく子供も産めないわけですから、奥さんがいないんだから、そういう状態。今、実際に仕事をしておられる方だけではなくて、これから若い人が農村に居つかないという構造の方が私は問題だと思ひます。

女性の視点はもちろん大事です。そういった意味では、農水省の職員が何人いらっしゃるのか知りませんが、五〇％は女性にしたいだくとももう少し女性の視点が入っていいんじゃないでしょうか。それをお勧めします。

しかし、抜本的にもっと構造改革をすべきだと思ひます。隣の入澤先生がまさに今るるおっしゃつた政策誘導のための年金、私はそもそも年金をそういうことに使うこと自体に非常に疑問を持っています、おかしいんじゃないかと。年金は年金であるべきであつて、政策誘導は別な形でやるべきじゃないかというふうに思ひますけれども、細分化防止とか農業の近代化を年金を通してやつた。

しかしその一方で、北京へ行つて、日本で農業をやっている女性にとつてのガンは年金だと言われること。これだけのネガティブなことを女性が思っているということは、それだけ後継者が農村にいないなつてしまつたということなんです。

ですから、そのことのマイナスのダメージの大きさ、これは私ははかり知れないものだと思います。

ぜひとも農水省にお願いしたいのは、せめてデータがないとおっしゃっている三十パーセント以上を保有している女性の数字ぐらいは後でいただきたい。それはお願いいたします。

もう一つ、そういう意味でいろいろマイナスがありますけれども、先ほどの同僚の女性議員とダブルすることは伺いませんけれども、例えば遺族年金の制度もない。私なんかはサラリーマンでしたけれども、そうすると世帯単位で遺族年金はあるわけですが、しかし、ずっと働き続けて遺族年金がないというのはやはりおかしいと思ひます。

私は、政策誘導型をこれから検討する研究会をなさるのであれば、年金は年金なのであつて、みどり年金でも結構です、やはり政策誘導をやる場合には、細分化はなくなつたかもしれない、しかしこれだけの過疎化が進んだ原因、これだけの独身男性、長男を生んでしまつた農業政策という視点までを含めてぜひとも御検討いただきたい。

今の現状を皆様の分析の中だけではなくてもう一つ深く掘り下げて、実際に農村のありよう、日本の食料安全保障という視点から、私は女性と農業者年金の問題をうんと掘り下げていただきたいというお願いを大臣にここで申し上げさせていただきます。

次に、新規参入の問題に移りたいと思ひますけれども、これは数字をいただきました。昨年、新規就農者数は五万六千人、大変心強いことだと思ひます。であるにもかかわらず、この方たちがどれだけ農業者年金に加入したかというところ、これまでデータがない。これはゼロなんですか、どうなんですか、わかりませんが、そもそも入れない状況があるんだと思ひます。私の知っている限りでは、兼業者へ移譲する場合、年金は六〇％しかもらえないことになつていて、これはおかしいんじゃないですか。

それから、もっと言わせていただければ、先ほど入澤先生の方から、本当に専門的に農業をやっている人を大事にすべきだというお話がございました。しかし同時に、兼業農家は大事なんだろうと思ひます。それで、兼業農家でなければやらないような実態があるとすれば、兼業農家もきちつと認めていく、そういった展開が必要なんだろうと思ひます。そのためには、新規に入つた人の場合は、自分の仕事をやめて、一〇〇％兼業が許されない、そうしないと土地を購入することもできない、そういうふうだとこれから農業というのは非常に疲弊してしまふのじゃないかというふうに思ひます。

ですから、その辺のところをきつと、この年金自体は大変問題ですけれども、新規に参入した方たちに対してきちつとしたインセンティブがないということも指摘したいんですが、この辺についてはいかがお考えでしょうか。

○政府委員(渡辺好明君) 幾つか御指摘があつたんですが、順次申し上げますと、年金が掛けたお金の六割しか戻つてこないというふうなことも時折聞きます。ただ一方で、掛金の四倍返つてきたというふうな話もございます。これは、世代間で掛けた期間であるとかスタートの時期によつて相当差があるわけでございます。今、先生が挙げられた事例は恐らく老齢年金だけであつて、しかも賦課方式の中で物価スライド、所得スライドなしという一番厳しい計算の中で生まれた数字だろうと思ひます。

先ほど来申し上げておりますように、この年金は経営移譲ということを前提に仕組んでおりますので、再計算のときにどういふ数字を組み立てるかということとはこれからでございますけれども、そのような数字には私はならないと思ひております。

それから、新規参入者の問題と兼業の問題であります。これは、実はこの農業者年金固有の問題ではなくて、年金適用の順位というのが年金の社会全体で決まっております。第一順位は被用者であれば被用者年金に入る、つまりお勤めをしてい

ればそこで入るのが優先であつて、そういうのがない全くの自営の場合に、自営の中で今度は農業者年金に入るのかどうかという、こういう順番になつておりますので、そこら辺との兼ね合いで兼業も認めたらどうかということになりますと、これだけではなくて年金制度全体を検討しなければならぬということが出てくるわけでございます。

ただ、その場合に、この年金から次の年金に移つたときにその期間がむだになつてはいけませんので、空期間という形で通算を認めているというのがこの農業者年金のまたもう一つの特徴でございます。

いずれにしても、新規参入者の問題、それからこれまでどちらかというと土地の所有規模で縛つてきたという問題、これらも農業の構造や就業構造が変わつていくわけでありまして、この制度の研究会の中でどういふふうにしたら安定した年金設計ができるかということも勉強したいと思ひます。

○委員長(尾辻秀久君) 時間が参つておりますので、手短にお願ひいたします。

○堂本曉子君 今、私が伺つたのは兼業の方に農業者年金をという形ではないので、ちょっと私の質問の仕方が悪かつたかも知れませんが、そうではなくて兼業農家のあり方ももう少しこれから改善していくべきだろうという意味で申し上げたこととです。

ありがとうございます。

○西川きよし君 よろしくお願ひ申し上げます。私もこの農業者年金基金法というのは初めてでございます。きょうは朝から聞かせていただいて、久しぶりに複雑な気持ちでこの委員会に参加させていたいております。素人でございますので、素朴な疑問を正直にお伺ひしたいと思ひます。

やっぱり勉強もさせていただかなければいけないということ、昭和四十五年当時の会議録もずっと目を通させていただいたんです。平成六年

の総務庁の行政監察、こっちの方も見せていただきました。何点か疑問に感じたことを伺いました。いわけですけれども、約三十年前の会議録を見ましたら、政府側の答弁は、何と当時の厚生政務次官が橋本龍太郎さん、また農林水産政務次官は渡辺美智雄元副総理という大変なメンバーでございました。

その中で、経営移譲をしない場合には掛け捨てになるのではないかと、こういう御指摘に對しましては、当時の橋本政務次官は、「いま御指摘のようない金利はつかないかもしれません。しかし『四分何厘でしかのプラスは、その場合にもあったはずであります。決して掛け金を払っていただいた方々に對して掛け損、掛け捨てという状態は起こさないという』ことを、あらためて申し上げます。」というふうな、そのときに答弁しておられます。政府の皆さん方が並々ならぬ熱意でいうことが本当によく議事録から伝わってくるわけですね。日進月歩、世の移り変わりというのは本当に激しいものがあるんですけれども、そのときの状況、そして今の変化、そういうものをおさらいのつもりで、諸先生方からたくさん質問は出ましたが、改めて農林水産大臣に御感想を述べていただきましたと思います。

○国務大臣(中川昭一君) 先生今御指摘のように、昭和四十五年からスタートしたこの農業者年金制度は、先ほどもちょっと申し上げましたように農業者にも恩給をと、ちょっと古い言葉ですけれども、そういう形でスタートをしたいわけゆる政策年金でございます。したがって、年金つまり老後の収入という意味もござりますが、構造政策としての経営移譲を適切な時期にやっていく、あるいはまた規模の細分化を防ぎ、むしろ規模拡大のためにこの制度が資するということ意味で、年金の形の中でそういう農業政策上の推進のための目的というものも仕組んだわけでございます。その実績については先ほどから数字を述べておりますので、結論的に申し上げれば、やはりその

役割は果たして来たというふうな考えております。そしてまた、新しい基本法のもとでその役割というものは引き続き、少なくとも構造政策の推進という観点からはますます重要になっていくであろうというふうな考えをしております。しかし、現状、予想以上の農業者の減少あるいは高齢化、そして新規の加入者が予想よりも少ないといった現実、あるいは財政事情、運用利回り等を考えますと、現状は大変厳しい状況だということも事実でございます。先ほどから御指摘をいただいているとおりでございます。

したがって、いろいろな問題を抱え、また時代に合わせて、いろいろな年金のあり方につきまして、さまざまな観点から御議論をいただくべく研究会をやっていたところで、十一月をめどに本年度の法制化に向けて作業を進めていただいております。そういう農政上あるいは財政上、年金政策上の観点から、これからの適切に運営すべく検討をしていきたいというふうに考えております。

○西川きよし君 ありがとうございます。今回、お役所の皆さん方にたくさん資料をいただきました。忙しい思いをさせて申しわけなかつたんですけれども、その中に平成六年七月の総務庁の行政監察結果報告というのがございまして、この中で、制度上さまざまな角度から指摘、勧告が行われているわけですが、厚生省、農林水産省にもということで、両省の回答は平成七年五月、改善措置の状況は平成八年十月にそれぞれ示されておるわけですね。

まず、総務庁にお伺いしたいんですけれども、行政監察の趣旨それから勧告の一点目にあります財政再計算における新規加入者の推計に関する勧告の内容をお伺いしたいと思います。

○政府委員(西村正紀君) お尋ねの農業者年金制度に関する行政監察でございます。これは、農業者年金制度の的確、効果的な運営という観点から、平成五年一月から三月にかけて調査を行いました。平成七年七月に厚生省、農水省に對しまし

て、農業者年金制度の見直し、農業者年金業務の効果的実施、適正化の推進等について勧告をしたものでございます。お尋ねの財政再計算でございますが、新規加入者の推計につきましては、新規加入者数の大半を占める他産業からの離職就職者数が経年的に減少傾向にある中で、直近三年間の平均値をもとにして推計をしていることなどから、平成二年に行われた財政再計算時の推計と実績が乖離しておる、すなわち平成五年度の新規加入者数の推計が一万七千人であったわけですが、実績は七千四百人という状況を踏まえまして、勧告では、農業者年金財政の健全化を一層推進する観点から、次期財政再計算において実績に即して新規加入者数等の推計を行うように勧告したところでございます。

○西川きよし君 二十八分まででございますので、よろしくお願いいたします。短い時間でたくさんお伺いしたいなと思います。諸先生方からも出たんですけれども、それでは今度は農水省に、その平成七年の財政再計算ですが、これも、改善措置をとられたその実績をぜひお伺いしたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 率直に言って実績ははかばかしいものではございません。見込みを大きく下回っております。平成八年度、九年度、十年度でそれぞれ三千九百六十七人、三千四百八十一人、二千六百三十人というのが新規加入の状態でありまして。

○西川きよし君 勧告の財政再計算ですけれども、新規加入者の実績の推計に対する割合は、平成八年が四九・九、九年が三五・五、十年が二二・二と、勧告の前より数字が落ち込んでいっているわけですね。きょうこの委員会に参加させていただきまして、西川さんは賛成ですか、反対ですかとずっとお伺いされて、今まだ気持ちの整理がついていないわけですね。僕らはいろんな方々にお伺いして、最終的に一人で採決に挑まなければいけない。い

つもこういうときは本当に孤独にさいなまれるわけですね。これは素朴な疑問として、農水省はどういうふうに分折をされているのか、お伺いします。

○政府委員(渡辺好明君) これは、その当時における農業構造の変革の進度というものが背景にございまして。一年間に十万人ずつリタイアをしていくと十年間で百万人リタイアが起こる。そうすると、その分一定規模の新規参入がなければ日本の農業構造は安定供給ができるだけのものにならないというバックグラウンドがございまして。それから、現実問題として、その当時三十九歳以下の新規就職青年の数が、平成五年、六年、七年とぐっと上向きになりました。そういうふうなことを背景として、私どもは平成七年の財政再計算では、新規参入の数を先生から御指摘のあったような比較的高い数字に見込んだものでござい

ます。できるだけこれに近づけようということでも、ちろん農地を所有している方々というのはすべて農業委員会が掌握しておりますので、戸別訪問を初めとして努力はしてまいりましたけれども、結果としてそのような数字でございまして。

○西川きよし君 続いて保険料の収納対策ですけれども、監察の結果、勧告内容を総務庁からお願ひします。

○政府委員(西村正紀君) 農業者年金の保険料の収納状況の調査でございますが、調査では、単年度収納率が当時、昭和五十六年度が九四・六、これがピークでございまして、平成四年度には八七・五まで低下をしており、四年度の保険料の未収納額が約九十八億円ある。それから、農協ごとに単年度収納率と保険料の自動振替方式の利用率との関係を調査した結果、自動振替方式の利用率が高い組合が収納率も高いという状況が見られました。また、未収納保険料については、納付の督促にとどまっております。平成四年度に時効によって徴収権が消滅した保険料額が約六十一億円ある。このようなことが調査の結果明らかに

このため、保険料の自動振替方式の利用率が低い農協について、その実態、原因を把握して効果的な普及方策を講ずること、二番目に、滞納者について理由を具体的に把握して重点的に収納対策を講ずること、それから保険料の長期滞納者に対して必要に応じた督促の実施等適切な措置を講ずることを勧告しております。

○西川きよし君 農水省に勧告後の単年度の収納率についてお伺いしたいんですけれども、二十八分まででございますので、最後の質問に移らせていただきますと思います。

保険料の収納率の低下はもちろんですけれども、先ほど諸先生方からも出ております新規加入者の推移、そして財政再計算、実績の数字の大きな開き。どうしても、何か本場に難しい。私たちは素人でありましても、もう間もなく採決になるということですからしっかりと最後の質問をしたいわけです。

この制度のあり方について研究が行われていると。そしてまた資料もいただき、読ませていただきました。説明をいただいた勧告に対する改善措置もとられているということですから、勧告前よりさらに落ち込んでいます、こういう点を我々は素人ですので本場に悩みます。

今後どのように考えてよりよい方向に持っていくのか、農林水産省、大臣の御答弁でいいんでしょうか、いただいたその答弁によって採決に挑みたいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) 先ほどから見込みよりも下回っているという総務庁あるいは農林省の答弁がございました。

確かに、この時期というのは、これは私の見方でございませうけれども、ある意味では農業に対する一番厳しい時期ではなかったかというふうに思っております。新規の就農者がどんどん減っていった二十人を割るというような状況になった時期がボトムでございました。それ以降だんだんと農業に対して、新規就農者あるいは中途からの就農者もふえてきている傾向でございます。

何としても、先ほどから御指摘のある、特に女性なり若い人が農村に魅力がないというところから、現在は都市と農村との交流とか、さまざまな意味で、まさに農村と都市との共生というのが国民の安定的な食料供給という観点から非常に重要であるということが国民の皆様にも御理解を得つつあるという認識を持っております。食料自給率が低過ぎることに對する不安、国民の大多数の皆さんが将来に對してのそういう考えを持っており、やはり国産が基本であるというようなアンケート結果も出ております。

そういうボトムのトレンドから、今まさに農村というものは大事な地域であり、そして魅力的な地域にしなければなりませんし、またそれを期待しておるという状況でございますから、そういう意味で、これから農業に對して、新しい人々が入り、そしてそれによってよりよい経営というものが農村全体で行われるということの、まあ卵と鶏のような関係としての農業者年金制度の位置づけというものが今後ますます重要になっていくと考えております。

そしてまた、日ごろから私は西川先生の弱い立場の方々に對する御配慮に満ちた質問にいつも敬意を表しておるところでございます。そういう意味で、農村において一生懸命働いて経営移譲したおじいちゃんやおばあちゃんが少しでも安心して暮らせるために役立っておりますこの農業者年金制度を、今後我々も改善すべきところは研究会を踏まえまして全力を挙げて改善の努力をしていきますので、どうぞこの制度に對しての御理解と御支援を、農村のおじいちゃん、おばあちゃんのためにもよろしくお願いしたいと思っております。

○西川きよし君 御丁寧に御答弁いただき、ありがとうございます。初めてですので、今回の内容より少し拡大して自分もいろいろお伺いしたかったものですから。

ありがとうございます。賛成をさせていただきます。

○委員長(尾辻秀久君) 他に御発言もないようでございます。

すから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(尾辻秀久君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、朝日君から発言を求められておりますので、これを許します。朝日俊弘君。

○朝日俊弘君 私は、ただいま可決されました農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に對し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合、自由党、参議院の会及び二院クラブ・自由連合の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に對する附帯決議案

農業者年金制度については、農業従事者の高齢化及び減少、農業就業人口の過半を女性が占めるに至っている現状などの農業を取り巻く情勢の変化、年金財政の悪化などにより、抜本的な改革が必要とされる状況にあること、また、社会保障制度審議会から、農業政策上の有効性、年金制度としての社会的妥当性、財政的健全性などについて、再三にわたる根本的な検討が要請されていることにかんがみ、政府は、農業者年金制度の在り方について検討を進め、早急に抜本的な改革を行うべきである。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(尾辻秀久君) ただいま朝日君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(尾辻秀久君) 全会一致と認めます。よって、朝日君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に對し、中川農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。中川農林水産大臣。

○国務大臣(中川昭一君) ただいまは法案を御可決いただき、ありがとうございます。

附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○委員長(尾辻秀久君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(尾辻秀久君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十二分散会

七月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、高齢者の医療と生活の安定に関する請願(第四二〇七号)

一、障害者・家族の介護保障制度の拡充に関する請願(第四二二三号)

一、難病公費医療の患者負担廃止、医療保険制度改悪反対に関する請願(第四二二四号)

一、総合的難病対策の早期確立に関する請願(第四二二五号)

第四二〇七号 平成十一年七月二十一日受理

高齢者の医療と生活の安定に関する請願

請願者 奈良県香芝市藤山二ノ八ノ四 石

光雅至 外三千二百二十八名

紹介議員 吉田 之久君

この請願の趣旨は、第三七五六号と同じである。

第四二三三号 平成十一年七月二十二日受理

障害者・家族の介護保障制度の拡充に関する請願

請願者 千葉県茂原市鷺巣七ノ一四 北村 進 外二千九百九十九名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第四三二四号 平成十一年七月二十二日受理

難病公費医療の患者負担廃止、医療保険制度改悪反対に関する請願

請願者 東京都豊島区目白二ノ三八ノ二 貝沼栄一 外千七百十二名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第一五六〇号と同じである。

第四三二五号 平成十一年七月二十二日受理

総合的難病対策の早期確立に関する請願

請願者 愛知県稲沢市稲島一ノ三〇ノ五 〇一 藤竹常子 外七千五百十八名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第二七三一号と同じである。

八月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成七年法律第百三三号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第一項第二号の表平成十一年一月

から同年十二月までの月分の項中「同年十二月を「平成十三年十二月」に改め、同表平成十一年一月から同年十二月までの月分の項及び平成十三年一月から同年十二月までの月分の項を削り、同条第二項中、「二万八千六百六十円」とあるのは、「一万四千九百円」と、「二万八千六百六十円」とあるのは、「一万五千四百七十円」とを削る。

附則

この法律は、公布の日から施行する。